

三原市人権文化センターだより

発行／三原市人権推進課
編集／三原市人権文化センター
所在地／三原市長谷一丁目6番1号
電話／0848-66-1111
FAX／0848-66-1112

いくつになっても体力はつげれます！

百歳体操教室に参加しよう！

日時 5月29日（水）10時～11時

ところ 三原市人権文化センター大会議室

内容 講座（体操の目的とポイント）30分
運動の実践 30分

講師 三原市高齢者福祉課職員

定員 50名（先着順）、申込み不要、参加費無料

問い合わせ先 三原市人権文化センター 0848-66-1111



若々しい体で、いきいきとした毎日を送りましょう！

料理教室を開催します！

初夏の野菜ともち米シューマイ

- 日時 6月2日（日）9時30分～12時
- ところ 三原市人権文化センター
- 申込み 定員10名 先着順（5月1日（水）～5月29日（水））
- 参加費 700円
- メニュー①とうもろこしご飯 ④らっきょうのポテトサラダ
②もち米シューマイ ⑤さつまいもプリン
③なんちゃってホワイトソースグラタン
- 持参物 米1合・エプロン・三角巾・マスク・持ち帰り用容器

登録型本人通知制度に登録を

登録型本人通知制度は、市が戸籍謄本などを本人以外の第三者に交付した場合に、交付した事実を本人にお知らせする制度です。

戸籍謄本などの不正請求や不正取得の抑止に効果があるこの制度に一人でも多くの登録をよろしくお願ひします。

登録は市民課・各支所まちづ 市民課のホームページ・各人権文化センターへ じに案内します。



人権相談

人権相談員が相談をお受けします。◇ とき 土・日・祝日を除く10時～16時
相談は無料で、秘密は守られます。◇ ところ 三原市人権文化センター
お気軽にご相談ください。 ◇ 電話 0848-66-1111



「誰か」のことじゃない。自分自身のこととして考えよう。

人権のひろば



「すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例」が2023年10月1日に施行されました。条例では、市・市民・事業者の三者の責務が規定されていますが、今回は、市の責務と市民の責務について解説していきます。【第3回】

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に則り、必要となる人権施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市は、前項の規定による人権施策の推進に当たっては、国、地方公共団体、市民、事業者及び関係機関と連携を図るものとする。

【解説】

市は、基本計画を立てて、関係機関と連携しながら、人権施策を進め、すべての分野で一人ひとりの人権が尊重されるよう取り組みます。市民や事業者向けの出前講座や講演会・研修会等を行い、ひろく人権啓発をはかります。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に則り、互いの人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めるとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

市民一人ひとりが、差別をなくすために、お互いを思いやる心を持って、人権を大切にします。そして、市が行う人権啓発活動や人権施策に主体的に参加します。

※「基本理念」…すべての人が基本的人権をもっているかけがえのない個人として尊重されなければならないとの考えの下、差別のない、誰もが真に大切にされるまちを実現すること。

★きょうは何の日？ 5月 人権カレンダー



5月1日～7日 憲法週間

日本国憲法が1947年5月3日に施行され、この日を含む5月1日から7日までを憲法週間としています。憲法には「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」という三大理念が掲げられていて、憲法第11条では、「～中略～基本的人権は、侵すことの出来ない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と明記されています。人権は、すべての人が幸福な人生を送るために欠かすことのできないものであり、人類が長い歴史で積み上げてきた普遍の権利です。人権と私たちの暮らしとの結びつきについて、憲法週間をいい機会として見つめてみてはいかがでしょうか？